

学校等における省エネルギー対策に関する検討会（第2回）

群馬県教育委員会提出資料

管理標準の設定及び運用について

1. 管理標準設定（作成）の手順

- (1) 群馬県の首長部局主催の説明会で管理標準のひな形を提示
- (2) 教育委員会から H22 に各教育関連施設、H23 に各学校に設定を依頼
- (3) 各施設でひな形を元に管理標準を設定
- (4) 設定した管理標準については教育委員会総務課が集約

2. 管理標準の運用の状況

- (1) 管理標準の運用については遵守状況のチェックリストにより把握
- (2) 管理標準の改定については各学校で行い、遵守状況をチェックする際に報告を受けている（空調設備の設置による施設概要の修正等が主なものとなっている）。

※管理標準を改定する学校の中には、改定を活用し、省エネを進めている学校もある

3. 管理標準の作成から運用における課題

- (1) 各学校に応じて事情も異なるため、各学校に一律の規則を設定していくことは困難。
→管理標準の運用状況は学校毎に大きな差
- (2) 学校での省エネは事務職員だけでなく教員や生徒の協力も不可欠であるが、教員や生徒に対して、管理標準の内容については十分に周知されていない。
→管理標準の内容をわかりやすくまとめたものを、周知することが必要
(添付資料 2 参照)

様式3号 行動計画
(H29年度版)

添付資料2

所属名	報告担当者氏名	
	推進マネージャー氏名	
	推進リーダー氏名	

本年度行動計画

		取組項目	実施項目
所属全体で取り組むもの	電気使用量等の削減	執務エリアの照明は常時間引く	
		昼休み時の消灯を徹底する	
		照明器具は、定期的に清掃を行う	
		来客の多い所属以外は、冷暖房効率を上げるために出入口を閉める	
		窓の開閉や遮光等による温度調節を基本とし、冷暖房の使用は極力控える	
		緑のカーテン、よしず等を設置する	
		冷暖房使用時は、見えやすい位置に温湿度計を置く等により温度管理を行う	
		繁忙時を除き、複数台あるコピー機、プリンターは使用台数を制限する	
		テレビ等家電製品のコンセントを抜く	
		毎週水曜日を全庁一斉退庁日とし、各所属で更に一日自主的な定時退庁日を設ける	
	湯沸かし等の炎の調節をこまめに行い、使用しない時は種火まで消火する		
	自動車管理	定期的にタイヤ空気圧、オイル、エアフィルターの点検をする	
		公用車は、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、低燃費車等）を購入し、更新前より燃費性能の良い車両へ更新する	
施設管理	差し支えない照明は取り外す		
	遮熱フィルムや断熱材により、断熱効果を高める		
	照明交換時は電球型蛍光灯等省エネタイプにし、可能な場合は安定器も交換する		
所属独自取組	①		
	②		
	③		

※実施項目に○を付して提出してください。

※該当しない場合は、空欄のままにしてください。

(様式1) 遵守状況チェックリスト

施設名		評価	点数	判定
報告担当者所属		基本事項	0	×
報告担当者氏名		設定状況	#DIV/0!	#DIV/0!
連絡先		実施状況	#DIV/0!	#DIV/0!

1. 基本事項のチェック(該当箇所に○を入力)

項目	内容	有り	無し	備考
施設概要	施設ごとの延床面積、竣工年月等の記載			
	主要設備(電気、空調等)の仕様の記載			
	配置図、結線図、系統図等の有無			
管理	管理体制、役割の設定			
	設備台帳の有無			
	エネルギー使用状況の把握			
	中期目標及び単年度目標の設定			
	職員への教育及び周知の実施			
	管理標準の見直し作業の実施			
原単位	エネルギー原単位の設定			

2. 管理標準の遵守状況(該当箇所に○を入力)

対象設備	項目	設定状況			実施状況(※1)			
		設定済み	未設定	該当なし	実施	一部実施	未実施	該当なし
空気調和設備、換気設備	運転管理							
	計測・記録							
	保守・点検							
	新設措置							
ボイラー設備、給湯設備	運転管理							
	計測・記録							
	保守・点検							
	新設措置							
照明設備、昇降機、動力設備	運転管理							
	計測・記録							
	保守・点検							
	新設措置							
受変電設備	運転管理							
	計測・記録							
	保守・点検							
	新設措置							
事務用機器	運転管理							
	新設措置							
業務用機器	運転管理							
	計測・記録							
	保守・点検							
	新設措置							

(※1)「実施」・・・管理標準に定められる項目・頻度の80%以上実施

「一部実施」・・・管理標準に定められる項目・頻度の50~80%程度実施

「未実施」・・・管理標準に定められる項目・頻度の50%以下程度実施

「該当なし」・・・管理標準に設定がない場合又は対象設備の新設がなかった場合

エネルギー管理標準

制 定	平成24年	1月31日
第1回改訂	平成26年	11月 1日
第2回改訂	平成28年	1月 1日
第3回改訂	平成29年	2月 1日
第4回改訂	平成30年	2月 1日

改訂履歴

改訂年月日	改訂	改訂内容
平成24年 1月31日	初版	原本作成
平成26年11月 1日	2版	管理基準の変更 室内温度の目安 19℃から20℃に変更 機器・契約電力等のデータ変更
平成28年 1月 1日	3版	基本事項の変更 機器・契約電力等のデータ変更
平成29年 2月 1日	4版	基本事項の変更（契約電力、電気需給会社の変更） 管理標準の改訂（空調設備設定温度・運転時間の変更及び照明点灯時間の変更）
平成30年 2月 1日	5版	基本事項の変更（契約電力） 管理標準の改訂（空調設備設定温度・運転時間の変更及び照明点灯時間の変更）

エネルギー管理標準

目 次

基本事項

I. 施設概要	1
II. 管理標準の目的、適用範囲	3
III. 管理体制	3
IV. 目標の設定	3
V. 職員の教育、訓練	3
VI. 管理標準の見直し	3

管理標準

1. 原単位管理標準	4
2. 空調設備・換気設備管理標準	5
3. 給湯設備管理標準	8
4. 照明設備・昇降機・動力設備管理標準	9
5. 受変電設備管理標準	10
6. 事務用機器・業務用機器管理標準	11

I. 施設概要

住所
建物用途 学校

管理対象施設

(1) 管理棟

規模 地上 4階
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積 5,068 m²
教室 6室
その他 図書室・職員室・校長室・事務室・進路指導室・COMMONスペース・食物実習室
被服実習室・化学室・会議室・物理室・視聴覚室・コンピュータ教室・美術室・音楽室
竣工年月 昭和53年
改修履歴 昭和54年 管理棟西側増築
平成9年 耐震補強工事、全面改修

(2) 教室棟

規模 地上 3階
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積 2,591 m²
教室 21室
その他 保健室・第2進路指導室・地学室・生物室
竣工年月 昭和54年
改修履歴 平成15年 耐震補強工事、全面改修

(3) 第一体育館

規模 地上 2階
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
延床面積 1,913 m²
竣工年月 昭和55年
改修履歴 平成14年 耐震補強工事、大規模改修

(4) 部室

規模 地上2階
建物構造 コンクリートブロック造
延床面積 225 m²
竣工年月 昭和56年

(5) 格技場

規模 地上 1階
建物構造 鉄骨造
延床面積 413 m²
竣工年月 昭和56年
改修履歴 平成27年 耐震補強工事、全面改修

(6) クラブハウス

規模 地上 1階
建物構造 コンクリートブロック造
延床面積 23 m²
竣工年月 昭和57年

(7) セミナーハウス

規模 地上 2階
建物構造 鉄骨造
延床面積 339 m²
竣工年月 昭和63年

(8) 射場

規模 地上 1階
建物構造 鉄骨造
延床面積 68 m²
竣工年月 平成3年

(9) 第二体育館

規模 地上 1階
建物構造 木造
延床面積 800 m²
竣工年月 平成10年

(10) トレーニングルーム
 規模 地上 1階
 建物構造 鉄骨造
 延床面積 216㎡
 竣工年月 平成14年

(11) 多目的棟
 規模 地上 2階
 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 延床面積 374㎡
 教室 3室
 竣工年月 平成15年

設備概要
 受変電設備
 主要機器仕様

6kV受電、契約電力180kw(H29.7～)
 主変圧器 200kVA×1台、100kVA×2台、75kVA×1台

空調設備、換気設備

主要機器 下表のとおり
 65台 (冷房319.18kw、暖房305.87kw)

棟名		階	設置数	消費電力	
				冷房KW	暖房KW
管理棟	特別教室	1	13	53.93	56.81
		2	2	14.62	13.5
		4	7	48.41	51.87
	棟間	1	2	7	7
	教室	3	6	26.46	22.38
教室棟	特別教室	1	2	12.22	13.21
		教室	1	6	20.28
		2	6	26.46	22.38
		3	6	26.46	22.38
多目的棟	教室	2	6	28.34	17
セミナーハウス		1	2	15	16.62
		2	6	35	38.24
第一体育館		1	1	5	5.3
全体の計			65	319.18	305.87

給湯設備 L P Gロータリー式ボイラ4台
 L P G簡易ボイラ3台

照明設備、昇降機、動力設備
 主要機器

照明器具 (蛍光灯、白熱灯、ハロゲン灯、LED)
 給水ポンプ 11kW×2台
 汚水ポンプ 5.5W×2台
 雑排水ポンプ 1.5kW×3台、0.75kW×4台
 ※汚水関係=調整2、流入2、送風1、曝気2、放流2

事務用機器

コピー機2台、パソコン60台、プリンタ12台

参考資料

- 配置図 図1
- 受配電単線結線図 図2-1、2-2
- 衛生設備系統図 図3
- 空調設備系統図 図4-1
- 照明設備図・器具表 図5
- 機械設備表 図6
- 平面図 図7

II. 管理標準の目的、適用範囲および運用方法

II-1. 管理標準制定の目的

本管理標準は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」という)並びに「群馬県教育委員会 エネルギー使用の合理化に係る取組方針」(以下「取組方針」という)に基づき、高等学校の省エネルギー活動を効果的に推進することにより県民サービスの向上と地球環境の保全を行うことを目的として定めたものである。

II-2. 適用範囲

- (1) 高等学校において、消費されるエネルギーに適用する。
- (2) 本管理標準は、学校内の施設運営業務に適用する。
- (3) 用語の定義は省エネ法による。

II-3. 運用方法

本管理標準の制定・改定および周知については、以下の通りとする。

- (1) 当校のエネルギー管理の担当者が立案し、施設管理者の承認を受けて発効する。
- (2) 制定及び改定された場合は管理標準の写しをエネルギー管理企画推進者に提出する。
- (3) 制定及び改定された事項は記録に残す。
- (4) 制定及び改定の内容は教職員に周知する。
- (5) 事務処理に関しては、高等学校で行うこととする。

III. 管理体制

取組方針に基づき当校における省エネルギー推進体制を定める。

- (1) 体制のメンバー
 - ・施設管理者及び推進組織のリーダーは学校長とする。
 - ・エネルギー管理の担当者は事務長とする。
 - ・メンバーは高等学校教職員で構成する。
- (2) 役割
 - ・学校長は施設管理者として管理標準を精査承認する。
 - ・学校長は省エネ活動を統括する。
 - ・事務長はエネルギー管理の担当者として管理標準を立案し、エネルギー使用量の把握、省エネ対策を立案するとともに教職員を指導する。
 - ・教職員は管理標準に基づく施設管理を行うとともに省エネ対策等について事務長に具申する。
- (3) 計測器の整備と系統図、設備台帳の整備
 - ・エネルギー管理や省エネのため効果的な計測器を順次整備する。
 - ・電気・空調の系統図を整備し、エネルギーの流れを把握する。
 - ・更新計画作成等に役立てるため機器の仕様、取得年月日、修繕履歴等を記載した設備台帳を整備する。
- (4) エネルギーの使用状況の把握とデータの整理
 - ・東京電力エナジーパートナーの取引用電力量計の検針値によりエネルギー使用量を把握する。
- (5) 設備の新設・更新時の配慮
 - ・取組方針に基づき計画的に検討・実施するものとする。

IV. 目標の設定

- (1) 中期目標
 - ・中期目標は取組方針に定められた目標とする。
- (2) 年度目標
 - ・年度目標は取組方針に定められた目標とする。

V. 職員の教育、訓練

教育、訓練計画の策定

- (1) 省エネ法の概要及び教育委員会全体のエネルギー管理に関する教育、訓練は取組方針による。
- (2) 高等学校のエネルギー管理に関する職員の教育、訓練計画は学校長が策定する。
- (3) 高等学校のエネルギー管理に関する教育、訓練の内容は下記の通り。
 - ・高等学校の管理標準の内容について
 - ・高等学校のエネルギーの使用状況に関すること。
 - ・省エネルギーに関する改善提案等その他エネルギー管理に関すること。

VI. エネルギー管理標準の見直し

- (1) 本管理標準が、実情に則して適切、かつ妥当であるように毎年年度末に見直しを行って、必要があれば改定し、継続的に維持改善を図る。
- (2) 改定の手順は、前出のII-3. 項「運用方法」に定める通りとする。

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		原単位管理標準			整理番号： 1	改訂： 頁：1/1
適用範囲 高等学校に関するエネルギーの原単位管理に適用する。						
項目	内 容				管理基準	
エ ネ ル ギ ー の 管 理 基 準	1. エネルギー原単位の管理 ①省エネルギー目標 省エネルギー目標の基本は原単位によるものとし、エネルギー使用の絶対量の管理は原単位管理を補完するものとする ②床面積当たり原単位 取組方針 9に基づき延床面積あたりの年間エネルギー使用量とする				延床面積 12,209 m ²	
	2. エネルギー使用の絶対量の管理 エネルギーの種類別、用途別に絶対量を管理する ①電力量 月間電力使用量 ②燃料使用量 LPガスの月間使用量 灯油・ガソリンの月間使用量					
改 訂 履 歴	改訂年月日	改定内容			作成	承認
承 認	施設管理者印	照 査	作 成	実施年月日	平成24年1月31日	
				制定年月日	平成24年1月31日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		空調設備・換気設備管理標準		整理番号： 2
		改訂： H30.2.1	頁：1/3	
適用範囲 高等学校に設置された空調設備、換気設備に適用する				
項目	内 容	判断基準番 号	管理基準	参照マニ ュアル
管 理	1. 空調区画、運転時間、室内温度負荷の低減等 (1) 職員室、事務室及び校長室 ①空調の運転時間の標準 (勤務時間：教職員8:30～17:00) ②室内温度の目安 夏期 冬期 ③夏場、暑い時はカーテンで遮光する。 ④夏場、外気が涼しい時は、空調を使用せずに窓を 開けて換気する。	1(1)①ア	8:30～17:00 28℃ 20℃ 負荷の軽減 外気の利用	
	(2) 教室、特別教室 ①空調の運転時間の標準 デマンドコントローラーの活用(夏期・冬期のみ) ②室内温度の目安 夏期 冬期 ③夏場、暑い時はカーテンで遮光する。 扇風機の活用、外気の活用。	1(1)①キ	7:00～18:30 28℃ 20℃	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		空調設備・換気設備管理標準		整理番号： 2	
				改訂： H30.2.1	頁：2/3
項目	内 容	判断基準番 号	管理基準	参照マニ ュアル	
	<p>2. 換気設備</p> <p>(1) 事務室の換気扇</p> <p>①入口の手元スイッチにより操作。運転時間</p> <p>②窓を開けて換気している時は停止する。</p> <p>(2) 管理棟（1～4F）のトイレの換気扇</p> <p>使用時のみ運転。照明も同様。</p> <p>(3) 生徒教室棟（1～3F）のトイレ</p> <p>入口の手元スイッチにより操作。</p> <p>(4) 特別教室の換気扇</p> <p>入口の手元スイッチにより操作。</p> <p>(4) セミナーハウスの換気扇</p> <p>利用時のみ運転（使用者が担当）。</p>	1(1)①キ	8:30～17:00 不要運転防止 使用時のみ運 転 使用時のみ運 転 必要時のみ運 転 不要時は停止		
	<p>3. 熱搬送設備</p> <p>①生徒教室エアコン</p> <p>デマンドコントローラーにより制御</p> <p>②生徒教室扇風機</p> <p>不在時及び春・秋は不使用</p> <p>③その他のエアコン</p> <p>冷房のみ使用</p>	1(1)①ウ	冷房：28℃ 暖房：20℃ 他の器具の補 助 冷房：28℃		
計測 記録	<p>1. 空調、換気を施す区画の空気の状態</p> <p>デマンドコントローラーにより、設定温度、現況等 を適宜確認。設定により、自動的にON・OFFを行 う。</p>	1(1)②ア	室温監視：随 時		
保守 点検	<p>1. 空調・換気設備の清掃及び保守点検</p> <p>定期的にフィルター、ストレーナー及び機器内部清 掃及び各部の点検調整を行う。</p> <p>①室内機、室外機の清掃、特にフィルター清掃。</p> <p>②ローテーションによる外部への洗浄依頼。</p> <p>③換気扇の点検、清掃。</p> <p>④扇風機の点検、清掃。</p> <p>⑤デマンドコントローラーの機能確認。</p>	1(1)③ ア、イ、ウ	2回／年 1回／3年 1回／年 1回／年 随時		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		空調設備・換気設備管理標準			整理番号： 2	改訂： H30.2.1	頁：3/3
項目	内 容			判断基準番号	管理基準	参照マニュアル	
新設措置	<p>1. 空調設備・換気設備を新設、更新する場合には判断基準にある記載事項を考慮する。</p> <p>①設備の更新又は改修時に、順次デマンドコントローラーに接続できるように更新していく。</p> <p>②生徒の健康状態を中心に、服装指導などの個人に属する部分での協力もお願いする。</p> <p>2. その他 日常の清掃業務などを通じ、換気が円滑に行われるよう機器管理する。</p>			<p>1 (1) ④ ア (キ)</p> <p>1 (1) ① キ</p>			
改訂履歴	改訂年月日	改定内容			作成	承認	
	H26.11.1	1-(1)②、1-(2)②、3-①					
	H29.2.1	暖房設定温度及び空調運転時間の標準の改訂					
	H30.2.1	空調設備稼働運用基準制定による標準の改訂					
承認	照 査	作 成	実施年月日		平成24年1月31日		
			制定年月日		平成24年1月31日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		給湯設備管理標準			整理番号： 3
		改訂： H26.11.1		頁： 1/1	
適用範囲 高等学校に設置された給湯設備に適用する					
項目	内 容		判断基準番 号	管理基準	参照マニ ュアル
管理	1. 給湯器の管理 ①給湯器は手洗等に限定する。 ②給湯器の温水温度 ③使用時間		1(2)①カ	不要器の停止 35～45℃ 8:30～18:00	
計測記録	1. 給湯器の計測記録 ①給湯温度等を定期的に計測し記録する。		1(2)②イ	1回/年	
保守点検	1. 清掃及び点検 ①定期的に清掃及び動作状況の点検を行う。		1(2)③ウ	1回/年	
新設措置	1. 新設更新時には省エネ型の器具を検討する。		1(2)④エ (7)		
改訂履歴	改訂年月日	改定内容		作成	承認
	H26.11.1	管理1-①②、計測記録1-①			
承認	照 査	作 成	実施年月日	平成24年1月31日	
			制定年月日	平成24年1月31日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		照明設備・昇降機・動力設備管理標準		整理番号： 4	改訂： H30.2.1	頁：1/1
適用範囲 高等学校に設置された照明設備、昇降機、動力設備に適用する						
項目	内 容		判断基準番 号	管理基準	参照マニ ュアル	
管理	1. 照明設備は、照度基準JIS Z 9110（学校）に準ず る照度を維持する ①教室、特別教室、教職員室 ②廊下、便所 ③体育館、格技場、トレーニングルーム ④倉庫		1(3)①ア	(JIS-Z9110) 400～600[Lx] 100～200[Lx] 300～500[Lx] 75～150[Lx]		
	2. 過剰又は不要の照明を無くす ①執務室・教室の照明点灯時間 （不要な蛍光管を外す） ②正面玄関、正面エントランス、会議室、トイレ、 倉庫などは、使用時のみ点灯する。 ③廊下は原則不点灯とする。 ④部屋を空けるときは消灯。		1(3)①ア	7:30～18:30 不要時の消灯		
計測 記録	1. 照度を計測記録する ①事務室、教室、各階廊下などについて測定位置を 決めて定期的に照度を測定する。 ②上記以外の場所の照度測定。 予め測定点を定めて照度を測定・記録する。 計測高さ（JIS_C7612に準ずる高さ） 室内は床上80±5cm 机、作業台は上面または上面+5cm以内 通路は床上15cmとする。		1(3)②	1回/1年		
保守 点検	1. 照明器具及び光源の清掃並びに光源の交換を行う ①事務室の照明器具は定期的に清掃を行う ②照度が低下したり、黒ずんだりちらつきが大き くなったら交換する。		1(3)③ア	1回/1年 交換基準 52回/1年 1回/1年	様式1 様式2	
	2. 高効率電球の使用箇所 廊下等で常時点灯している照明のうち別図の照明は LED電球を使用する。		1(3)③ア			
	3. 動力設備の保守点検 ①汚水ポンプ、雑排水ポンプは汚水槽、雑排水槽の 清掃時に清掃及び配管の状況を点検する。 ②給水ポンプは受水槽清掃時にポンプ、配管の状況、 自動制御装置の動作状況、ボールタップの動作状 況を点検する。		1(3)③イ			
新設 措置	1. 照明器具を新設、更新する場合には判断基準にある 記載事項を考慮する。 ①順次LED光源の機器に変更していく。 ②清掃を適宜行い照度の反映を十分に行う。 ③部屋の採光状況に見合った機器の配置に変えてい く。 ④センサー式の機器を採用していく。		1(3)④ア			
改訂 履 歴	改訂年月日	改定内容		作成	承認	
	H29.2.1	照明点灯時間の改訂				
	H30.2.1	照明点灯時間の改訂				
承認	照 査	作 成	実施年月日	平成24年1月31日		
			制定年月日	平成24年1月31日		

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		受変電設備管理標準			整理番号： 5	改訂： H26.11.1	頁：1/1
適用範囲 高等学校に設置された受変電設備に適用する							
項目	内 容			判断基準番号	管理基準	参照マニュアル	
管理	1. 力率の改善 ①力率改善用進相コンデンサーは常時使用とする。 ②デマンドを160kw以内に納める。 ③デマンドコントローラーの活用範囲を広げる。			1(4)①イ	力率95%以上 需要電力抑制 監視装置活用		
計測記録	1. 受変電設備の電圧、電流等の計測、記録 受電電力量計の読み値、最大需要電力量及び力率、並びに各変圧器の電圧、電流を定期的に計測し記録する。			1(4)②	6回/年	様式3	
保守点検	1. 受変電設備の保守及び点検 ①受変電設備は良好な状態に維持するように定期的に保守点検を行う。			1(4)③	6回/年	様式3	
新設措置	1. 受変電設備を更新又は新設する場合には、需要動向を十分に検討し、将来の予測も慎重に検討して、細目を決めていく。			1(4)④ア			
改訂履歴	改訂年月日		改定内容			作成	承認
承認	照査		作成	実施年月日		平成24年1月31日	
				制定年月日		平成24年1月31日	

省エネルギー法に基づく エネルギー管理標準		事務用機器・業務用機器管理標準		整理番号： 6	
				改訂：	頁：1/1
適用範囲 高等学校に設置された事務用機器・業務用機器に適用する					
項目	内 容		判断基準番号	管理基準	参照マニュアル
管理	1. 事務用機器の管理 ①コピー機は省エネモードに設定し、業務時間以外は主電源を切る。 ②業務用パソコンは省エネモードに設定し、昼休み及び長時間席を離れるときは主電源を切る。 ③カメラ、電池の充電器等は使用時以外はコンセントから抜く。 ④プリンタはネットワーク機能を十分に活用する。		1(6)①	不要運転防止 不要運転防止 待機電力防止 不要運転防止	
計測記録	_____		_____	_____	_____
保守点検	1. 事務用機器の保守点検 ①複写機はエネルギー消費を含めてその性能を維持するように必要に応じて保守・点検を行う。 ②異音等の異常が発生した時には速やかにメーカーに連絡する。		1(6)②	1回／年	
新設措置	1. 特定機器に該当する事務用機器又は業務用機器に係る機器を更新新設する場合は、判断基準にある記載事項を考慮する。		1(6)④ 1(7)④		
改訂履歴	改訂年月日	改定内容		作成	承認
承認	照査	作成	実施年月日	平成24年1月31日	
			制定年月日	平成24年1月31日	